

# 和光市水道庁舎駐車場管理運営業務委託に係る仕様書

この仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載のない事項であっても現場の状況等に応じて使用者の利便性の向上、駐車場の安全な使用等のため、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

## 1 物件概要

### (1) 名称

和光市水道庁舎駐車場(以下「駐車場」という。)管理運営業務委託

### (2) 所在地

埼玉県和光市広沢1-5

### (3) 駐車台数

普通自動車区画 34 台(うち8台は水道事業庁用車等専用区画)

障害者等優先区画 2台

## 2 業務実施期間

### (1) 駐車場管理運営業務委託期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで(5年間の長期継続契約)

### (2) 準備期間

契約締結日から令和8年6月28日までの間に駐車場の管理運営に必要な管理機器を用意し、設置及び付帯工事を行うこと。また、6月29日及び30日は、試験的運用として駐車場を管理運営すること。

## 3 駐車場使用料に関する条件

### (1) 使用料

入場後最初の1時間無料、以降30分ごとに100円(税込み)、当日最大料金1,500円(税込み)。

### (2) 次の使用者は、使用料を免除とする。

市長が特に必要と認めた自動車

## 4 業務内容

### (1) 管理運営業務開始前準備期間

- ① 使用者の利便性等に留意し、委託者と十分に協議を行い承認を得たうえで、駐車場管理体制の構築を行うこと。
- ② 駐車場管理の設備機器は、最低、入口・出口に1か所ずつのカーゲート(2輪車の通行を可能とする長さ)、駐車券発券機、出口精算機、車両認証カメラ、照明(設備機器用)、入口表示灯(満車、空車状態が表示されるもの)、出庫注意灯、駐車場案内版を設置し、これらに付帯するその他必要設備機器(使用料減免処理機等)は、各社の提案により自らの費用負担において設置用意すること。
- ③ 駐車場管理運営業務を遂行するための、上記②の工事、入口出口の路面標示(停止線路面標示を含む)及び必要な手続きを準備期間内に委託者の承認を得て行うこと。

## (2) 管理運営業務開始後

- ① 駐車場の営業時間は、24 時間365日営業とすること。ただし、和光市が主催するイベントの会場等として使用するとき、又は一時的に市庁用車を駐車する必要が生じたとき等委託者が必要と認めるときは、臨時休業する場合もありうる。
- ② 駐車場使用料は、受託者が受託者の責任において使用者から徴収すること。
- ③ 駐車場の稼働状況について、遠隔管理システム等を用いて管理すること。
- ④ 駐車場管理の設備機器に不具合が生じた際の対応として、コールセンター機能による、遠隔操作等により迅速な対応をすること。また、設備機器の不具合から生じた使用者とのトラブルの対応も適切に行うこと。なお、事後において委託者に報告を行うこと。
- ⑤ 駐車場の不正利用防止や、放置車両及び長期駐車車両への対処方法を確立すること。
- ⑥ 出口精算機は、現金及びキャッシュレス決済に対応できるものとする。
- ⑦ 設備機器の定期的な保守管理を行い、適切な駐車場の管理運営業務を行うこと。
- ⑧ 駐車利用台数、売上等に関する報告（内容等の詳細は委託者と受託者の協議により別に定める。）を毎月行うこと。

## 5 受託者の責務

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、駐車場管理運営業務を遂行するうえで適用される関係法令を遵守すること。

### (2) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、個人情報の保護については常に最善の注意を払うこと。契約終了後も同様とする。

### (3) 業務の引継ぎ

受託者は、本契約の満了又は契約解除に伴い業務を終了するときは、新たな駐車場管理運営事業者に業務の引継ぎを行い、駐車場使用に支障をきたすことがないようにすること。

また、契約期間の終了時、受託者は、自らの費用負担において設置した設備機器を自らの費用で撤去し、原形復旧するものとする。ただし、委託者と受託者の協議により別に定める場合についてはこの限りでない。

### (4) 環境整備

駐車場管理に供する設備機器は、定期的な清掃を行い清潔な環境を維持すること（駐車場内の植栽管理及び清掃は除く）。

## 6 使用料、委託料並びに費用負担区分

### (1) 駐車場使用料

受託者は、回収した駐車場使用料を回収した月の翌月末までに、委託者が指定する金融機関に振り込むものとする。

### (2) 業務委託料

委託者は、契約金額のうち1月単位で各月月末締め業務委託料を、支払い請求を受けた日から起算して30日以内に、受託者が指定する金融機関に振り込むものとする。

### (3) 費用負担区分

#### ① 設備機器

駐車場管理運営に必要な設備機器の設置及び撤去に係る費用は、受託者の負担とする。ただし、撤去に係る費用で、委託者と受託者の協議により別に定める場合についてはこの限りでない。

#### ② 管理運営

設備機器の保守管理費用、消耗品費、通信費、各種保険料、キャッシュレス手数料、その他管理運営に必要な費用は、受託者の負担とする。

#### ③ 電気料金

駐車場管理運営に必要な電気料金は、委託者の負担とする。

### 7 損害賠償

受託者は、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合、いかなる理由でも賠償責任を負うものとする。

### 8 一括再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して再委託してはならない。

### 9 契約の解除

委託者は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認められる場合、契約期間中であっても契約を解除することができる。

### 10 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。